

元野方消防署署員による中野区見守り対象者名簿の窃取について

令和6年2月16日付、野方消防署より令和4年11月に発覚した元野方消防署署員による「中野区見守り対象者名簿」(以下、「名簿」という。)を窃取した事件について、公判で判明した内容をもとに報告があった。これに伴い、下記のとおり報告する。

1 野方消防署からの報告内容

(1) 事案の概要

元野方消防署署員が令和4年7月21日、野方消防署において、施錠して保管中であった名簿1冊を窃取したことから、令和5年5月1日、野方消防署長名で石神井警察署長あてに告訴状を提出した。

令和5年9月22日、東京地方裁判所において、名簿窃取以外の事件を含む判決が確定した。

(2) 公判で判明した内容

元野方消防署署員から、詐欺組織に高齢者の個人情報販売するために名簿を盗んだが、電話番号が書かれていないため買い手がつかなかったとの供述があり、実際に詐欺組織に売却されることはなかった。

(3) 個人情報漏洩再発防止対策

- ア 個人情報管理の徹底(通達)
- イ 綱紀の保持(通達)

2 区への対応

窃取された名簿の掲載者に対し、名簿に掲載された個人情報が詐欺組織に売却されることがなかったことを郵送により通知するとともに、区ホームページに掲載し周知する。